○農林水産省告示第二千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市人面字鳶ケ沢四五四から四六一まで、四七三から四八〇まで、四八一の一から四八一の三まで、四八二、四八三、五八二、五八三の一、五八三の二、五八四、五八五の一、五八六から五八九まで、字鹿倉六六七の一、六六七の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙六二、丙六六二の一、丙六六五、丙六六五の一、丙八一七の一、丙八二三、丙八二八、丙八三〇の三一、丙八三一、丙八八四の一、丙八八六の一、丙八八七、丙八九五、丙九〇三、丙九三八の一、丙九三九

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字志高小字尾ノ内七一、七一の一、七二、七二の一、七三から七五まで、七五の一、七六から八五まで、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六から一九九まで、二〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字尾ノ内七一・七一の一・八三・八四・一九四・二〇一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町稲草字長谷平山六二九、六三〇、字スリ字祢山六四二、東城町川東字恵谷山七六の三、東城町福代字八幡山八二、八五、九五、一〇七、一〇八、一一二、一一三、一一五の一、一一五の二、一一八、字大谷一一九から一二四まで、一二七、一二九の一、一二九の二、一三一、一三四から一三八まで、一三九の一、一四〇、字小林一四二の一、一四二の二、一四三、安芸高田市高宮町川根字築品二一五九の二、二一六四の一、山県郡安芸太田町大字上筒賀字猪股山四六八の一、三次市布野町横谷字大原一一二、甲一一三の一、甲一一三の二、一一四の二、一二〇、甲一二二、乙一二二、一二三、一二四の一、一二五の一、一二五の二、一二五の四、一二五の五、一二五の七、一二五の八、一二五の一七、一二五の一八、甲一二八、乙一二八、一二九の一、一二九の七、一三〇の一、一三〇の二、一三二、一三三の一、一三四の一、一三六の一、一三六の二、一三七の二、一三七の三、一三八の一から一三八の三まで、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一、一四二の一から一四二の三まで、一四三、一四四、一四七の一、一四七の二、一四八、一四九の一、一五〇の二、一五四の一、一五五の一、一五五の二、一五六から一五八まで、一五九の一、一六〇、一六一の一、一六一の二、一六四から一六六まで、一六七の一、一六七の二、一七二の一、一七四の一、一七四の二、一七五の一、一七六の一、五一一の一、五一九七の三、字吉谷二九の一、二九の五、二九の六、三〇の一、三一、三三、三四の一、三四の二、三五の二、三八の一、甲三八の二、乙三八の一、乙三八の四、三九の一、四二の四、甲四二の二、甲四二の五、甲四二の六、一五九の一、一五九の二、一六二の一、一六二の二、一六六の一、一七〇の四、字宮組一八一の一、一八三の一、一八三の二、一八四の三、一八五の一、一八七の一、甲一八八の四、乙一八八、一九〇の一、一九〇の四、一九一の一、甲一九五の一、布野町上布野字川平三三六の一、三三六の六、三三八の二、神石郡神石高原町油木字当川内甲六三六二の二、甲六三九二の二、広島市佐伯区湯来町大字和田字大原山六二五の一、六四九、六五〇、六五四の一、六五四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字築品二一五九の二、二一六四の一、字猪股山四六八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年八月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5145	株式会社ホクリク鋳鉄	石川県羽咋市柳田町七〇字六十番地	平成二十四年七月十一日から平成二十五年七月十日まで
5146	株式会社サン・ジャパン	大阪府大阪市淀川区西中島四丁目十二番五号	平成二十四年七月二十四日から平成二十五年七月二十三日まで